

ICT 海外ボランティア会会則

2017年2月2日制定

1. 本会の名称は、ICT 海外ボランティア会(英語名:ICT Overseas Volunteers Association、略称:ICTOV)とする。
 2. 本会の目的は、①会員相互の交流・促進、②国内外企業等との交流・支援、③NTT 及び NTT-OB 会等との連携・支援、④その他、本会に有益な活動、とする。
 3. 本会の事業内容は、次のとおりとする。
 - (1) 会報の発行
 - (2) ホームページの掲載
 - (3) 会員メーリングリストの設置
 - (4) 談話会、ワークショップの不定期実施(なお、東京は集合形式、その他地域及び一部希望者は Web 会議形式による参加)
 - (5) その他、目的達成に有効と思われる事業
 4. 本会は、以下の種別をもって構成する。
 - (1) 会員: 情報通信分野の国際協力・国際ビジネスに過去・現在携わる法人、団体、個人で、本会会員となることを希望する者
 - (2) 賛同者: 本会の趣旨に賛同する者
 5. 本会は、特別顧問、顧問、幹事、監事(以下、運営会議メンバという)を置く。
 - (1) 特別顧問及び顧問は、本会の運営をサポートする。
 - (2) 幹事は、本会の事業を推進する。幹事の互選により、本会を代表する代表幹事を選任する。
 - (3) 監事は、本会の業務執行状況を監査する。
 - (4) 本会は必要に応じて、事務局長、広報部長、報道部長、編集長を置く。
 - (5) 運営会議メンバの任期は 1 年とし、運営会議メンバの協議により、次期又は必要時の運営会議メンバを選任する。ただし、再任を妨げない。
 6. 本会の運営を円滑にするため、運営会議メンバによる運営会議を開催する。
 7. 本会の事務局を(一財)海外通信・放送コンサルティング協力(東京都品川区西五反田 8-1-14 最勝ビル7階)に置く。
 8. 本会の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。
 9. 本会則の変更は、運営会議メンバの承認を得ることとする。
- (付則)
1. 本会則は、2017年2月2日から実施する。
 2. 本会再開時の発起人は以下のとおりである(敬称略)。
石井 孝、加藤 隆、村上 勝臣、山崎 義行、山川 博久
 3. 本会再開時の運営会議メンバは発起人が選任し、初回運営会議で運営会議メンバの承認を得た。

以上